

ニ關スル専門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業及此等ノ學校ニ於ケル修業年限二年以上ノ選科、別科、特科等ノ修了又ハ二年以上ノ修業量ニ此等ノ學校ニ準ズル各種學校又ハ講習所、養成所、練習所等ノ卒業又ハ二年以上ノ修業

第三種

農學、工學及理學ニ關スル大學ノ卒業又ハ一年以上ノ修業

朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島、關東州及外國ノ學校ノ卒業又ハ修業ニシテ前各號ノ一ニ準ズルモノ

所得稅法改正法律並相續稅法中改正法律に於ける扶養家族控除制度の新設

第七十五回帝國議會の協賛を経た所得稅法改正法律並相續稅法中改正法律はそれぐ昭和十五年三月二十九日及三月三十日の官報號外を以て公布された。今回の稅制改革は中央地方を通ずる本邦稅制度の根本的な改革として注目されるものであるが、其の中特に改正所得稅法及相續稅法中に採用された扶養家族による稅額控除制度は人口政策的觀點からも注目に値ひするものである。其の大要を説明すれば次の如くである。

改正所得稅法の扶養家族控除
稅制改正の中心をなす改正所得稅法は所得をその性質に應じて不動產所得、配當利子所得、事業所得、勤労所得、山林所得、退職所得の六に分類し、各、その負

擔力に應じてそれぐ異なる比例稅率を適用するもので、以上を分類所得稅といひ、此の外に個人の總所得を綜合した額が一定額を超える場合に其の超過部分に對し超過累進稅率を以て併課する場合を綜合所得稅といふ。扶養家族の控除は右の分類所得稅中特に勤労所得(甲種及び乙種)、不動產所得、事業所得及び山林所得について行はれるものである。

即ち扶養家族のある場合には右の稅額から扶養家族一人につき年十二圓の割で控除されるわけで、甲種勤勞所得稅の如くその年の俸給、給料等について源泉課稅される場合には月給なら一圓、半月給なら五十錢、旬給なら三十四錢、週給なら二十四錢の控除となる。

右の扶養家族とは同居してゐる妻、同居の戸主、又は家族中の年齢十八歳未満又は六十歳以上の者、或は不具廢疾者をいふ。扶養家族の有無とその數はその年の一月一日現在(今年は三月一日現在)で定め、其後の出生死亡による變動によつては其の年中は變更されない。

併し扶養家族が前年中に甲種勤勞所得を有し、又は其の年分の事業所得、乙種勤勞所得、山林の所得を有つてをり、百五十圓を超える金額の基礎控除を受けてゐる場合には、此の家族については扶養家族の控除は認められない。

また、ある扶養家族について既に他の分類所得稅に於て扶養家族の控除を受けてゐる場合には、その者についての扶養家族の控除はされないし、又、同居の戸主家族中の二人以上が甲種勤勞所得を受けてゐる場合、その中の一人の稅金中から扶養家族の控除をすれば他の者の稅金からはその扶養家族の控除は認められ

ない。これは他の分類所得稅の場合でも同様である。この場合は同居の戸主家族の分類所得稅(乙種勤勞所得稅、事業所得稅、不動產所得稅、山林の所得稅)をすべて合算し、其の總額から控除されることになる。

認められない。

尚、以上の扶養家族控除の外、生命保險料の控除制度も採用された。自己または家族、或はその相続人を保險金受取人とする生命保險契約がある場合には、契約者本人から申請があれば、前年中に拂込まれた保險料の總額に應じて一定の金額を控除される。

この生命保險料の控除も諸種の分類所得稅に於て重複するを許されないのは扶養家族控除の場合と同様である。

尙参考の爲、今回改正所得稅法中、特に扶養家族控除に關係ある條文を掲ぐれば次の如くである。

所得稅法(昭和十五年三月二十九日)抜萃

第二十四條 甲種ノ勤勞所得ニ對スル分類所得稅ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ年一月一日現在ノ扶養家族一人ニ付年百五十圓ノ割合ニ依リ給與ノ支給期間ニ應ジテ算出シタル金額ノ百分ノ八ニ相當スル金額ヲ分類所得稅額ヨリ控除ス

同一ノ支拂者ヨリ賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ト其ノ他ノ給與トヲ併セ受クル者ニ在リテハ前項ノ控除ハ先づ賞與及賞與ノ性質ヲ有スル給與以外ノ給與ニ對スル分類所得稅ニ付之ヲ爲シ不足アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル

給與ニ對スル分類所得税ニ及ブ

二以上ノ支拂者ヨリ甲種ノ勤勞所得ヲ受クル者ニ付
テハ前二項ノ規定ニ依ル控除ハ命令ノ定ムル所ニ依
ル

第一項ノ扶養家族ガ前年中ニ甲種ノ勤勞所得ヲ有シ
又ハ其ノ年分ノ事業所得、乙種ノ勤勞所得若ハ山林
ノ所得ヲ有スル場合ニ於テ第十六條第一項、第十七
條、第十八條又ハ第二十條第一項ノ規定ニ依リ此等
ノ所得ヨリ控除スル金額ガ總額ニ於テ百五十圓ヲ超
ユルトキハ其ノ扶養家族ニ付テハ第一項ノ規定ニ依
ル控除ハ之ヲ爲サズ

第一項ノ扶養家族ニ付第二十五條第一項ノ規定ニ依
ル控除ヲ爲ストキハ其ノ扶養家族ニ付テハ第一項ノ
規定ニ依ル控除ハ之ヲ爲サズ

甲種ノ勤勞所得ヲ有スル者綜合所得税ノ賦課ヲ受ク
ル者ナルトキハ賦課ヲ受クル年ノ七月一日ヨリ翌年
六月三十日迄ニ受タル給與ニ付テハ第一項ノ規定ニ
依ル控除ハ之ヲ爲サズ

第二十五條 不動産所得、事業所得、乙種ノ勤勞所得
又ハ山林ノ所得ニ對スル分類所得税ニ付テハ命令ノ
定ムル所ニ依リ其ノ年一月一日現在ノ扶養家族一人
ニ付百五十圓ノ百分ノ八ニ相當スル金額ヲ分類所得
稅額ヨリ控除ス

前條第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第一項ノ扶養家族ニ付前條第二項ノ規定ニ依ル控除
ヲ爲ストキハ其ノ扶養家族ニ付テハ第一項ノ規定ニ
依ル控除ハ之ヲ爲サズ

戸主及其ノ同居家族ノ分類所得税ハ之ヲ合算シ其ノ
總額ニ付第一項ノ規定ヲ適用ス戸主ト別居スル二人

以上ノ同居家族ノ分類所得税ニ付亦同ジ

前項ノ場合ニ於テ控除スペキ金額ハ命令ノ定ムル所
ニ依リ納稅義務者ノ一人又ハ數人ノ分類所得税額ヨ
リ之ヲ控除ス

第一項ノ所得ヲ有スル者綜合所得税ノ賦課ヲ受クル
者ナルトキハ同項ノ規定ニ依ル控除ハ之ヲ爲サズ
第二十六條 本法ニ於テ扶養家族トハ當該所得ヲ有ス
ル者ノ同居ノ妻竝ニ同居ノ戸主及家族中年齢十八歳
未滿若ハ六十歳以上又ハ不具廢疾者ヲ謂フ

前項ニ規定スル不具廢疾者ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第二十六條ノ二 自己若ハ家族又ハ其ノ相續人ヲ保險
料アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ保険料中年額二
百圓以内ニ於テ命令ヲ以テ定ムル金額ノ百分ノ六ニ
相當スル金額ヲ不動産所得、事業所得、勤勞所得又
ハ山林ノ所得ニ對スル分類所得税額ヨリ控除ス

併し相續は死亡により開始したものであることを要
する。隠居、入夫婚姻等により開始した家督相續の場
合、親族等にした贈與により遺產相續の開始と看做
される場合は何れも控除されぬ。

また扶養家族の控除額は、遺贈と相續財産の價格に
加算した贈與の價格には及ばない。例へば相續財産の
價格が一萬圓、遺贈の價格が一萬圓、被相續人の遺し
た債務が五千圓の場合、課稅價格は一萬五千圓である
が、扶養家族が七人あつたとしても五千圓の控除し
かなく、遺贈の一萬圓には丸々課稅される。

家族控除の結果、課稅價格が家督相續にあつては五
千圓、遺產相續にあつては千圓に達しないやうになつ
た場合には相續稅は課されないことになる。

尙参考の爲に今回の相續稅法中改正法律の一部を掲
ぐれば次の如くである。

相續稅法中改正法律（昭和十五年三月三十一日）抜萃

ス

家督相續の場合——稅法施行地（内地）に住所を有す
る者の死亡による家督相續であつて、課稅價格が五萬
圓以下のものについては、相續開始當時の被相續人の
同居家族中、年齢十八歳未滿若くは六十歳以上、また
は不具廢疾の者一人について千圓を課稅價格から控除ス

本法施行地ニ住所ヲ有スル者ノ死亡ニ因ル遺產相續

遺產相續の場合——稅法施行地（内地）に住所を有す
る者の死亡による遺產相續であつて、課稅價格三萬圓

以下のものについては、相續開始當時被相續人の親權
に服し且つ被相續人と同居する子のうち、年齢十八歳
未滿の者または不具廢疾者の一人について千圓を課稅
價格から控除される。

ニシテ其ノ課稅價格三萬圓以下ノモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ課稅價格ヨリ相續開始當時被相續人ノ親權ニ服シ且彼相續人ト同居スル子ノ中年齡十八歳未滿又ハ不具廢疾ノ者一人ニ付千圓ヲ控除ス

前二項ノ規定ニ依リ控除スヘキ金額ハ課稅價格ヨリ遺贈ノ價額及第三條ノ規定ニ依リ相續財產ノ價額ニ加ヘタル贈與ノ價額ヲ控除シタル殘額ニ相當スル金額ヲ超ユルコトナシ

第一項及第二項ニ規定スル不具廢疾者ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條中「相續稅ヲ課セス」ノ下ニ「前條ノ規定ニ依ル控除ヲ爲シタル爲課稅價格カ家督相續ニ在リテハ五千圓、遺產相續ニ在リテハ千圓ニ滿タサルニ至リタルトキ亦同シ」ヲ加フ

〔參照〕

明治三十八年一月公布法律第十號相續稅法抄錄

第六條 課稅價格カ家督相續ニ在リテハ五千圓、遺產相續ニ在リテハ五千圓ニ滿タサルトキハ相續稅ヲ課セス

地方長官會議に於ける厚生大臣訓示要旨

昭和十五年五月七日、地方長官會議の席上吉田厚生大臣の行へる訓示要旨を掲ぐれば次の如くである。

吉田厚生大臣訓示要旨

地方長官會議の開催に方り茲に各位の御會同を煩はし所見の一端を述べる機会を得ましたことは深く欣幸とする所であります。

本年は紀元二千六百年に相當致し我等日本國民は遡に神武天皇の御創業を仰ぎ奉り又想を現下興聖建設の大使命に致しまして洵に聖德の深遠にして 皇圖の雄大なるのに感激を新にするのであります。偶去る三月三十日には支那新中央政府が成立致しまして日本相携へ東亞興隆の途上に第一步を踏み出すに至りましたことは誠に慶賀の至に堪へませぬ。然し乍ら世局の前途には尙幾多難關の豫測せらるるものがあり國を擧げて慙、結束を鞏うし堅忍持久以て事變處理の目的完遂に全力を傾注せねばならぬと存じます。

以下當省主管の重要事項に就きまして所見を開陳致し此の重大時局に當て各位と共に相携へ奉公の誠を效すの資材に供したいと存じます。

軍人援護に關しましては各位の努力と銃後國民の熱誠なる協力とに依て概ね順調に所期の成果を挙げつつありますことは洵に感謝に堪へない所であります。が事變の長期に亘るに伴ひまして義に賜はりました軍人援護に關する 勅語の「聖旨を奉體し益、銃後奉公の精神を昂揚して軍人援護の強化擴充を圖るの要懇、緊切なるを思ふのであります。殊に私は最近中支那方面に於ける前線將兵を現地に見舞ひ且其に實狀を視察するの機會を得たのですが我が出征將兵が凡ゆる困苦缺乏に堪へ興亞建設の爲に死生を超越して一意專念奉公の誠を捧げつあるの實狀を視まして衷心感謝感激の念を禁ずる能はざると共に軍人援護の事に就きましては益々其の完きを期せねば相濟まぬといふことを

昭和十五年五月七日、地方長官會議の席上吉田厚生大臣の行へる訓示要旨を掲ぐれば次の如くである。

事變は我邦の人口に關しましても重大なる影響を及ぼし最近の實情が一方に於て出生率減退の兆を示すと共に他方時として死亡率増加の事實をさへ示して居りますことは洵に憂慮に堪へない所であります。が現下の重大時局に對處し國家總力の擴充を期するが爲には必ず雄健なる國民の増加を圖り以て國力の根基を培養致しますことが極めて緊切の要務であります。仍て政府は今回國民體力法を制定して國民の體力を検査し其の向上に就き指導其他必要な措置を取ると共に一面國民優生法の制定に依て遺傳性惡質の防退と國民素質の向上とを期する次第であります。殊に現下乳幼兒死亡率が依然として高率の状態に在り又都市農村を通じ労力の不足に伴ふ勤勞の倍加に依て家庭に在る子女の保護に萬全を期し難い傾向のありますことは捨て置き難き事實であります。畏くも皇后陛下に於かせられましては義に季節保育所御奨勵の「恩召」を以て御内帑金を御下賜あらせられました 御仁慈の宏大無邊なる誠に恐懼感激の至に堪へない次第であります。政府に於きましても此の有難き「恩召」を體し更に一層是等乳幼兒、兒童及母性の保護に就て最善の方法を講じたいと存じます。

又紀元二千六百年奉祝第十一回明治神宮國民體育大會の開催其の他國民體育の振興に關する各般の施設を實施して積極的に國民體力の向上に資すると共に他方疾病の豫防並に治療に關しましては刻下我邦最大の病